

第3章 計画の基本的な目標

1 基本理念

本計画の基本理念については、上位計画である「第2次守口市障害者計画」の基本理念を踏まえることとします。

- 障害のある人が社会の一員として平等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念
- すべてのライフステージにおいて、障害に応じた適切な社会的支援を受けつつ、自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念

2 基本的視点

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら『共に生きる社会』の実現を目指し、本計画の推進に当たっては、次の各項目を基本的視点とします。

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害のある人が地域であたりまえに生きていくことが尊重され、主体的に生き方や住む場所、必要とする福祉サービスや支援などを自ら選択・決定し、自己実現を目指していけるよう、支援体制の構築に取り組みます。

② 制度の一元化による障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法の施行を受け、他障害に比べて立ち後れていた精神障害のある人に対するサービスを含め、障害福祉サービスの一層の充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害などこれまで「施策の谷間になりがちであった障害」についても対象であることの周知を図り、その地域生活支援を推進します。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者総合支援法の精神に基づき、「入所施設や病院からの地域生活移行」や「就労支援」という重要課題に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

また、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりに向け、身近な地域におけるサービスの拠点づくり、住民活動、ボランティア、NPOなど多様な主体によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を推進します。

3 基本目標

国及び大阪府の基本指針では、障害福祉計画の最重要施策である「地域生活及び一般就労への移行」について、市町村において平成29年度の目標数値を設定することとしています。

(1) 目標1 入所施設の利用者の地域生活への移行

【第3期計画の実績】

障害者支援施設（入所施設）は、家庭・地域から離れ終生をそこで過ごす場ではなく、障害のある人のニーズに基づきそれぞれの利用目的により一定期間利用する住まいの場と位置付けられており、利用目的を達成した後は、地域での生活に復帰するものとされています。しかしながら、現実には、我が国の障害者施策が施設福祉中心に展開されてきた長い歴史により、また地域での生活支援が十分整備されていないため、施設を退所することを希望しながら長期の施設生活が続いている人がいます。

この状況を改善・解消していくため、「国の基本指針」や「大阪府障がい福祉計画」では、入所施設から地域生活への移行に向けて、目標数値を設定してきました。

本市では、第1期計画、第2期計画の地域移行率を20.4%、施設入所者数の削減率を7.8%と決めました。第3期計画では、大阪府から提示された数値目標（86人）を基にこれまでの削減の実績や今後の地域移行者数や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえ検討した結果、この86人を目標数値としました。

なお、さまざまな事情や目的により入所施設の利用が真に必要とされる場合があり、入所者数の削減は、『施設から地域への移行支援』と『ニーズに応じた施設利用支援』と『地域での生活支援』とを一体的に取り組んだ結果の数値となります。

なお、第4期障害福祉計画の国の数値目標は、地域移行率については、平成25年末時点の施設入所者の12%以上、入所施設利用者数の削減率については4%以上としています。

【第3期計画 施設入所者の地域生活への移行状況】

17年10月の 施設入所者数 A	26年度末までの 地域移行者目標数 B	移行目標率 B/A	26年10月までの 地域移行者数(実績) C	第3期計画 達成率 C/B
103人	17人	16.5%	15人	88.2%

○第3期計画では、平成17年10月現在の施設入所者（103人）のうち、長期入所が常態化していると考えられる対象施設に入所している人が、平成26年度までに施設を退所し、地域のグループホームなどに住まいを移し、地域生活へ移行する人の数を17人と見込みました。

○さまざまな移行支援により平成26年10月までに移行を実現した人は、15人です。（目標人数までは、残り2人の移行が必要です。）

【第3期計画 入所施設の利用者数の削減】

17年10月の 施設入所者数 A	26年度末の 施設入所者 目標数 B	目標 削減人数 C	目標 削減率 C/A	26年12月の 施設入所者数 (削減人数) D	第3期計画 達成率 D/C
103人	86人	17人	16.5%	77人 (26人)	152%

○第3期計画では、平成26年度末の入所者を86人と見込み、平成17年10月時点での施設入所者（103人）の16.5%の削減率としました。

○退所する人、また新たに利用する人があり、年度により増減がありましたが、平成26年12月現在の入所者は77人で、平成17年10月時点から26人減少しています。（計画目標数値を達成しました。）

【第4期計画の数値目標】～施設入所者の地域生活への移行状況～

国の基本指針に定める数値目標

- 平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日から平成24年度末の平均伸び率をベースに、平成25年度末の施設入所者数の12%以上の割合と平成26年度末までの未達成分を加味し目標を設定すること。
- 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点における施設入所者から4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定すること。

大阪府の基本指針に定める数値目標

- 大阪府においては、第3期計画策定時に国の基本指針で示された平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上を上回る4割を設定している。平成26年度末においては、国の基本指針で示された数値は上回る見込みであることから、第4期計画においては、国基準に沿った平成25年度末の施設入所者の12%とする。
- 大阪府においては、第3期計画策定時に国の基本指針で示された平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を上回る2割を設定している。平成26年度末においては、国の基本指針で示された数値は上回る見込みであることから、第4期計画においては、国基準に沿った平成25年度末の施設入所者の4%とする。
※児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定。
- 市町村においては、「大阪府から提示される数値目標を基に、地域移行者数や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえながら、平成29年度末までに削減する施設入所者数の数値目標を設定すること」とされている。

守口市の数値目標

項目	数値	考え方
平成26年3月31日時点 の入所者数 (A)	81人	平成26年3月31日の入所施設の利用者数
目標年度 入所者数 (B)	71人	平成29年度末時点の入所施設の利用者数
目標値 削減見込 (A-B)	10人	差し引き減少見込数
目標値 地域生活移行者数	15人	入所施設から地域のグループホームなどへ移行される人の数

(2) 目標2 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

【第3期計画の実績】

医療的には退院可能な状態であるにもかかわらず、「住まいの確保がむずかしい」、「家族や地域に受け入れ体制がない」、「退院に向けて支援する人がいない」等の社会的な事由により、長期の入院生活が続いている人がいます。これは、我が国の精神科医療及び精神障害者福祉施策上の重大な問題であり、障害者総合支援法では、このような「社会的入院の解消」を緊急・重点課題と位置づけています。

【第3期計画 地域移行支援・グループホームの利用見込者数と実績】

年度	地域移行支援			グループホーム		
	平成24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
見込者数	3人	5人	5人	13人	17人	21人
実績数 (月平均)	1人	1人	未集計	27人	24人	未集計

- 障害者自立支援法の改正により、社会的入院の解消に取り組む中核的な場として、市の自立支援協議会の専門部会（精神部会）にワーキンググループを立ち上げました。今後も支援ネットワークの構築・強化を図ります。
- 地域移行支援の支給決定に至らない相談、訪問、病院との連携などについては、実績数には反映していませんが、地域移行の取り組みは、日々行われています。
- 地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを平成25年10月1日より設置しました。今後も地域移行の体制整備に努めます。
- 退院後の地域定着支援においては、公的サービスのほか地域の人たちの理解と協力が不可欠であることから、地域で活動しているさまざまな組織と連携し、障害者理解促進の取り組みを一層推進します。

【第4期計画の数値目標】

国の基本指針に定める数値目標

- ①平成29年度の調査時点（6月30日）までに「入院後3ヶ月時点の退院率」を64%以上とすること。
- ②平成29年度の調査時点（6月30日）までに「入院後1年時点の退院率」を91%以上とすること。
- ③平成29年度の6月末時点の長期在院者数を、平成24年度の6月末時点の長期在院者数から18%以上削減すること。

大阪府の基本指針に定める数値目標

- ①平成29年度までに「入院後3ヶ月時点」の退院率64%以上を数値目標とする
- ②平成29年度までに「入院後1年時点」の退院率91%以上を数値目標とする
- ③平成29年度の6月末時点の長期在院者数を18%以上削減する

守口市の取り組み方針

(退院率・退院者数の数値目標の設定は不要)

府の数値目標を踏まえ、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び障害福祉サービスの利用者数及び見込量に反映させます。

自立支援協議会に「地域移行ワーキング」を設置しており、社会的入院の解消に向けた取組みを強化します。

○退院者のうち、「地域移行支援」・「グループホーム」の利用見込者数として府から提示された人数（下表）を本計画に反映し、基盤整備に努めます。

【第4期計画 見込量】～地域移行支援・グループホームの利用見込者数～

年度	地域移行支援			グループホーム		
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	27 年度	28 年度	29 年度
本市 見込者数	3 人	5 人	5 人	27 人	29 人	31 人
(参考) 大阪府 数値目標	8 人	8 人	8 人			

(3) 目標 3 地域生活支援拠点等の整備（新規）

国の基本指針においては、障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

本市においては、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの活用等、地域における個別の状況を適切に把握し、整備の方法として地域生活支援拠点とするのか面的な体制とするのか等について、今後、守口市自立支援協議会において検討し、平成 29 年度末までに整備します。

【第4期計画における目標】

平成 29 年度末までに守口市の地域生活支援拠点等として、守口市障害者自立支援協議会の場を活用し、どのようなニーズに対応するか等について検討し、整備していきます。

(4) 目標4 福祉施設から一般就労への移行

【第3期計画の実績 福祉施設から一般就労への移行】

障害者自立支援法は、身体障害者授産施設・知的障害者授産施設などでの訓練を経て一般企業に就労する人が非常に少人数で、施設での福祉的就労が目的化している傾向があることから、就労移行支援を行う事業を新設し、障害福祉計画において「福祉施設から一般就労への移行」について目標数値が設定されました。

項目	数値	考え方等
平成17年度の年間一般就労移行者数	3人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
平成26年度目標値(A)	22人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の見込み数
平成18年度移行者数	2人	実績値
平成19年度移行者数	3人	実績値
平成20年度移行者数	4人	実績値
平成21年度移行者数	6人	実績値
平成22年度移行者数	14人	実績値
平成23年度移行者数	2人	実績値
平成24年度移行者数	8人	実績値
平成25年度移行者数(B)	10人	実績値
計画達成率(平成25年度)	45.5%	$B \div A$
平成26年度移行者数	—	年度途中であるため、未集計

- 「就労移行支援」の利用者は、平成24年度：21人、25年度：18人であり、今後、市内に就労移行支援事業者を増やしていきます。(現在1か所)
- 北河内西障害者就業・生活支援センター「わーくぷらす」との連携をより一層図ります。
- 自立支援協議会「就労支援部会」により、地域の就労支援ネットワークの構築を図ります。

【第4期計画の数値目標 福祉施設から一般就労への移行】

国の基本指針に定める数値目標

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定すること。
- 目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実績を踏まえて設定すること。

大阪府の基本指針に定める数値目標

- 現行の市町村障がい福祉計画の目標値や、福祉施設利用者数の推移などを踏まえ、平成29年度において1,500人以上(平成24年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上)を目標として設定する。
- 市町村においては、現行の第3期障がい福祉計画の目標値やこれまでの移行実績などを踏まえ、福祉施設利用者数の実績を基礎として大阪府から提示される数値以上の目標(平成29年度(単年度)中に一般就労に移行する者の数値目標)を設定する。

守口市の数値目標

項目	数値	考え方
目標値 平成29年度の 一般就労移行者数	28人	大阪府の一般就労への移行に関する数値目標1,500人を、各市町村の平成25年度福祉施設(※)利用者数により按分したものとして大阪府から示された目標値です。

※「福祉施設」とは、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)です。

【数値目標の考え方 福祉施設から一般就労への移行】

- 平成24年度実績が8人であること、市内及び近隣他市に就労移行支援事業所の数が少ないことを考えると、府の提示した28人(3.5倍)とする数値は高い目標ですが、一般就労を希望する人が多数いる現状を踏まえ、28人を目標数値として取り組みを進めることとします。
- 自立支援協議会の就労支援部会では、北河内西障害者就業・生活支援センター「わーくぶらす」を中核として、就労支援事業所や支援学校、ハローワーク、市地域振興課・障害福祉課などが連携する就労支援ネットワークの充実・強化を図ってきました。今後とも就労支援ネットワークを基盤に、一般就労への取り組みを推進していきます。

【第4期計画の数値目標 就労移行支援事業 利用者数】

国の基本指針に定める数値目標

○平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末の利用者数から、6割以上増加させることを基本として、これまでの実績及び地域の実績を踏まえて設定すること。

大阪府の基本指針に定める数値目標

○平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末の利用者数から、6割以上増加させることを目標として設定する。

守口市の数値目標

項目	数値	考え方
平成29年度の福祉施設利用者数	740人	平成29年度において福祉施設を利用する人の数
目標値 平成29年度の就労移行支援事業の利用者数	36人 (4.9%)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数 36人/740人=4.9%

○平成25年度の就労移行支援事業利用者の実人数は、15人であるため、6割以上は、24人となりますが、平成26年10月の利用実績、今後の支援学校卒業生数や事業所確保の見込みを勘案し、平成29年の利用者数を36人と見込みます。

【(療養介護を除く) 日中活動系サービス全体 利用見込者数の算出】

○平成29年度の日中活動系サービス全体の利用者数を740人と見込み(下表)、各事業別の人数については、平成23年度から25年度までの実績の推移と事業者確保の状況を勘案して算出しました。

区分	利用見込者数
①平成25年度日中活動系サービスの利用者(実績値)	591人
②平成26年度日中活動系サービスの利用者(予測値)	684人
③支援学校等からの卒業生	35人
④入所施設からの地域生活に移行する人	15人
⑤精神科病院から退院し地域移行する人	24人
⑥在宅のサービス未利用者からの新規利用者	10人
⑦利用年限のある事業の終了者、就労による退所者など	28人
平成29年度の利用見込者数(②+③+④+⑤+⑥-⑦)	740人

※ ③④⑤⑥⑦の見込量は、平成27年度から29年度までの3年間分

【第4期計画の数値目標 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加】

国の基本指針に定める数値目標

○平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

大阪府の基本指針に定める数値目標

○高い就労実績を誇る事業所の水準の維持と、就労実績が0名または1名の事業所強化を取り組みの柱として、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定する。

守口市の数値目標

項目	数値	考え方
目標値 平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	平成29年度末において就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割とします。

○就労移行率が3割以上を達成している事業所については、引き続き同水準の維持に向け支援していきます。

○達成していない事業所については、障害者就業・生活支援センターとの連携による就労推進や成功事例の共有を図っていきます。また、就労移行支援事業所職員の資質向上のための研修を進めます。

【第4期計画の数値目標 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額】

国の基本指針に定める数値目標

○都道府県が「工賃倍増5か年計画」を作成した場合は、平成23年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

大阪府の基本指針に定める数値目標

○大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にある。また、国の基本指針においては、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込量の設定に当たっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされていることから、市町村においては、平成29年度の工賃の平均額について数値目標を設定すること。

○平成20年3月に策定した「大阪府工賃倍増5か年計画」における目標額（府内平均16,000円）を達成するため、全国における工賃額の向上率を勘案し、当面の目標として、平成29年度までに、平成25年度実績（7,849円）の約34.2%増を目指す。

○各市町村においては、大阪府から提示される平成25年度の実績額（過去3年間の推移から平成25年度実績が適切でないと考えられる場合には、過去3年の平均額や最も高い実績値など、市町村において適宜定める額）から34.2%増した額を下回らない額を基本として、利用者の意向及び地域の実情を踏まえた目標を設定すること。

守口市の数値目標

項目	数値	考え方
基準となる 工賃の平均額	7,849円	平成23年度から25年度までの各年度の工賃の平均額（※） 23年度 6,863円 24年度 7,322円 25年度 7,849円
目標値 平成29年度の 工賃の平均額	10,534円	基準となる額の34.2%以上

※集計対象施設（事業所）は、就労継続支援B型事業所、身体・知的・精神障害者の入所・通所授産施設（小規模通所授産を含む）。

(5) まとめ～第3期計画の進捗状況と第4期計画の数値目標～

基本目標	基準点・数値	第3期計画			第4期計画	
		平成26年度末までの目標数値 A	26年10月時点 実績値 B	目標達成率 B/A	平成29年度末までの目標数値	(参考) 国の目標
施設入所者の地域移行	17年10月時点の施設入所者数 103人	41人 (39.8%)	26人 (25.2%)	63.4%	15人	25年の施設入所者の12%以上
施設入所者の削減	17年10月時点の施設入所者数 103人	17人 (16.5%)	15人 (14.5%)	88.2%	10人	25年の施設入所者の4%以上
入院中の精神障害者の地域移行 (社会的入院の解消)	17年度在院患者調査における寛解・院内寛解者数 17人	市町村計画での数値目標の設定なし				
福祉施設から一般就労への移行	17年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人の数 3人	22人 (7.3倍)	10人 (3.3倍) 25年度実績	45.5%	28人	24年実績の2倍以上

<基本目標の達成率>

◆平成23年度数値目標

